

申請方法

臨時福祉給付金

- **申請先** 芝山町福祉保健課 福祉係
基準日（平成27年1月1日）時点で住民票が芝山町にある方が対象です。
※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても芝山町で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。
※DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童などで、他の市区町村から住民票を移さずに芝山町にお住まいの方については、芝山町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
- **申請期間** 平成27年8月3日（月）～平成28年2月4日（木）
- **提出書類** 申請書（7月下旬に給付対象となる可能性がある方へ郵送します）

子育て世帯臨時特例給付金

- **申請先** 芝山町福祉保健課 子育て支援係
平成27年6月分の児童手当を芝山町から受給される方が対象です。
※上記以外の方で、DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童は、芝山町で申請を受け付けることができますのでご相談ください。
※公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が芝山町にある方が対象です（勤務先から案内がありますので、そちらもご確認ください）。
- **申請期間** 平成27年7月1日（水）～10月2日（金）
- **提出書類** 申請書（6月下旬に郵送しました）

給付金の受取方法

- 申請書に記載した**指定口座に入金**されます。
※金融機関口座を持っていないなど、振込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

臨時福祉給付金

支給要件

● 支給対象者

- ・平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

※ただし、
 { 課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
 (住民税において、どなたかの扶養となっている場合)
 ・生活保護の受給者である場合 など }
 は対象となりません。

- 支給額 ・ 1人につき **6,000円**
- 基準日 ・ 平成27年1月1日

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

● 支給対象者

- ・平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

※ただし、特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念するなどして、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

● 対象児童

- ・支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

- 支給額 ・ 対象児童1人につき **3,000円**
- 基準日 ・ 平成27年5月31日

ご 注 意

- 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の両方を受け取ることができます。その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。
- 原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各市区町村により異なります。芝山町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。